

平成29年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年6月21日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る
意見書の採択を求める請願書
議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議第82号 荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業同報系デジタル無線工
事の工事請負契約の締結について
議第83号 荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業戸別受信機購入契約の
締結について
議第84号 消防ポンプ自動車(CD 型)購入契約の締結について
議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ
購入契約の締結について
議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修(建築)工事の工事請負契約
の締結について
議第87号 市有財産の譲与について
議第88号 市有財産の譲与について
議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(9名)
- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小杉武仁君 | 2番 木村貞雄君 |
| 3番 稲葉久美子君 | 4番 大滝国吉君 |
| 5番 三田敏秋君 | 6番 佐藤重陽君 |
| 7番 河村幸雄君 | 8番 鈴木好彦君 |
| 9番 鈴木いせ子君 | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 渡辺昌君 | 本間清人君 | 川村敏晴君 |
| 姫路敏君 | 竹内喜代嗣君 | 小田信人君 |
| 小林重平君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|----------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 憲 昭 君 |
| 同 課 参 事 | 石 田 秀 一 君 |
| 同課人事管理室長 | 田 村 富 夫 君 |

同課総務・危機管理室長	加藤	涉	君
財政課長	田邊	覚	君
同課契約検査室長	大西	敏	君
同課財務係長	長谷部	淳	君
同課管財係長	須貝	直毅	君
政策推進課長	山田	和浩	君
同課企画政策室長	東海林	豊	君
同課情報化推進室長	中村	豊昭	君
自治振興課長	川崎	光一	君
同課自治振興室長	前川	龍也	君
同課自治振興室係長	三須	友也	君
同課公共交通係副参事	細野	弘明	君
会計管理者会計課長	中村	るみ子	君
消防長	長	研一	君
消防本部次長	小島	邦広	君
消防本部総務課長	倉松	淳志	君
選管・監査事務局長	佐藤	直人	君
監査委員事務局次長	鈴木	一良	君
選挙管理委員会事務局次長	菅原	明	君
荒川支所長	小川	剛	君
神林支所長	鈴木	芳晴	君
朝日支所長	岩沢	深雪	君
山北支所長	斎藤	一浩	君
教育長	遠藤	友春	君
学校教育課長	木村	正夫	君
同課教育総務室長	伊藤	浩	君
同課教育総務室副参事	榎本	治生	君
同課学校施設係副参事	園部	裕昭	君
生涯学習課長	板垣	敏幸	君
同課教育情報センター長	松田	明	君
同課社会教育推進室長	太田	秀哉	君
同課スポーツ推進室長	永田	満	君
同課スポーツ推進室副参事	土田	孝	君

10 議会事務局職員

局長	小林	政一
次長	大西	恵子

(午前10時00分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。また、請願第3号及び陳情第3号について、請願者、陳情者の意見を聞くこととし、請願者、陳情者からの説明、質疑の間は議事録には残さないこととし、そのように進めることに異議なく、そのように

決定する。

委員長（鈴木いせ子君）請願者（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長の星野貴之氏）を入室させる。

（午前10時03分）

鈴木委員長 新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長、星野貴之さんにおかれては、本日は大変ご苦労さまです。私は、総務文教常任委員会の委員長、鈴木いせ子である。本日はよろしく願います。

日程第1 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とする。

鈴木委員長 最初に、紹介議員から特に補足して説明することがあったら願います。
本間 清人 どうもおはようございます。私から特にご説明することはないが、初日に上程したとおりである。これは毎年請願として上がっていて、委員会の皆様には毎年ご採択いただいているところではあるが、なかなか国のほうで認めていただけないという事案である。何とぞ皆様のご審議、そしてご採択いただきますよう、またきょうは請願者も説明に来ているので、私は以上とさせていただきます。よろしく願います。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前10時05分）

協 議 会

（午前10時05分）

委員長（鈴木いせ子君）協議会の開会を宣する。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前10時06分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前10時22分）

（ 審 査 ）

鈴木委員長 これから審査に入る。ご意見のある方は発言願う。
佐藤 重陽 請願者の趣旨はよくわかったし、先ほど私のふだん感じていることの質問をさせていただいたが、請願そのものには趣旨に賛同できるものだと思う。なので、賛成である。

木村 貞雄 私も賛成の立場である。意見はない。

鈴木委員長 ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木委員長 それではこれで審査を終わる。

以上で審査を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第3号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務 局長 それでは、この請願に係る意見書の提出について、参考はつけているが、通常どおりまたこちら村上市議会の体裁でもって、である調に改めて意見書のほうを作成するので、よろしくお願ひしたいと思う。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。
（午前10時25分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
（午前11時00分）

鈴木委員長 ここで皆様に申し上げます。質疑は一問一答とし、簡潔に願う。また、理事者の方に申し上げます。答弁は、質疑の要点を捉え、簡潔にされるよう特段のご協力をお願いする。

日程第2 議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
総務 課長

おはようございます。それでは、議第79号は村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、1つは農業委員会等に関する法律の改正により農業委員の月額報酬に加え、実績により交付される農地利用最適化交付金を農業委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬に反映させる区分を設けるものである。なお、年額報酬の支払い方法については、同条第5条第1項第1号に基づき3月において市長が定める日となっている。もう一つが、過疎地域等における集落対策推進制度として定められる専任の集落支援員の設置に伴い、項目を設けるもので、施行は本年10月1日から予定している。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

（質疑）
佐藤 重陽

これは村上市だけの問題ではないので、条例としてはそれでいいのかもしれないのだけれども、ちょっとお聞きしたいのだけれども、ここでいうところの年額報酬と言っていいのか、費用なのか、表現があれだけれども、そのものに対する位置づけというか、これだからというのは今課長からこれこれこういうことで年額、これ以内のというものを今度新設したのだということ、言葉ではわかるのだけれども、条例上でそれ読み取れるのかなと思って。報酬はわかる、月額報酬のことはわかるのだけれども、年額部分をみんな24万円以内でと同じ、別に定めるとなっているけれども、そのものの配付する意味が条例の中で読み取れるか、課長の言った説明を聞けばわかるけれども、それを条例でどう理解するとか、24万円以内の位置づけ、払う意味と言えいいのか。条例の中でどう読み取れるのかなと思っていたのだけれ

ども、言っている意味わかる。

総務 課長

支払い方法、それから支払う額の計算方法については、農業委員会で個別に定める案件であるので、その財源内訳として国等からいただく農地利用最適化交付金を充てるということで、この交付金の使い道として別段で年額報酬に定めたということであって、条例をぱっと見た段階で読み取られるかと言われると、なかなかこれは難しいところであるが、支払い方法については別段農業委員会のほうで特に別に定めて交付を図る。例えば農業委員会がこういう仕事に出たとかということ報告をするわけなので、その報告に基づいて最高額として24万円が上限だということ条例上は定めておるということで、ご理解をお願いしたいと思う。

鈴木 好彦

今の説明書の中の最高段にある経過措置というくだりがあるのだけれども、これは現実に即してどんなことが起きるからこういう規定をしたのかということ、実態に即して説明していただけないか。

総務 課長

法律改正に基づいて新しい農業委員の委員がさきの本定例会において専決で承認されているが、既に活動等については今後活動するわけであるが、この施行期日については農業委員については施行日から施行されると、公布の日から施行されるということになっているし、集落支援員については10月1日から施行するというので2段構えである。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣

集落支援員の制度のことについて伺います。冬季保安要員というのが新潟県の制度としてあって、それで冬季保安要員の拡充を自治振興課は市長等に提案したようなことがあったのだが、集落支援員の方の仕事というのは地域おこし協力隊員の人と並べて書いてあるからどのような、本会議でも説明ある程度あったが、仕事をなされるのか。どのぐらいの人数が、ずっといらっしゃるような話なので、中身ちょっと伺いたい。

自治振興課長

集落支援員についてであるが、地域おこし協力隊については三大都市圏、都会のほうから新しい風を吹かせて集落内を活性化するという、他地域の新鮮な目で地域をもう一度見詰め直して、集落活性化をするというものであるが、それに比して集落支援員については地域内の実情に詳しい方、そういった方が地域を再点検し、地域の皆さんと話し合いを重ね、その中から地域に必要な課題解決事業を行ったり、活性化につなげるものである。以上である。

竹内喜代嗣

何人、どのように配置されるのか、中身。

自治振興課長

今年度についてはモデル的に2つの地区に2名を予定している。

渡辺 昌

集落支援員制度なのだけれども、今2地区とあったけれども、どちらか。

自治振興課長

荒川地区1名、それから神林の塩谷地区1名を予定している。

渡辺 昌

先ほど説明に専任と説明あったと思うのだけれども、これ国の制度では専任と兼任と2つの制度があって、去年の12月とか3月の定例会の一般質問等で集落支援員の説明あったときは、区長さん方に兼任という形をお願いするような考えもあるというような説明があったと思うのだけれども、今回専任となったその辺のやりとり、もしあったら説明をお願いします。

自治振興課長

今年度6月に入って推進要綱の見直しがあって、兼任については非常に具体的に細かく兼任という内容について定められて、それに集落支援員制度の業務内容を見ると、なかなか兼任では難しい、大変な業務であるので、本市においては専任という

形で導入したいと考えている。以上である。

総務 課長 訂正させていただきたいと思う。先ほど農業委員の委員について専決というふうな言葉を私述べたと思うが、専決という言葉は削除させていただきたいと思う。農業委員のあくまでも任命であった。申しわけございませんでした。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 川崎光一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

自治振興課長 議第80号は村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、議第87号、88号、市有財産の譲与にも提案しているが、平成21年に制定した村上市行政改革大綱、こちらの施設見直し計画に基づき、集落集会施設を関係地縁団体へ移譲を進めるものである。今回は大沢集落開発センターと堀ノ内ふれあいセンターの2施設を移譲することに伴い、本条例から削除するものである。以上である。

（質疑）

木村 貞雄 最後の附則のこの条例は、平成29年8月1日から施行すると、8月1日にしたのはどういう関係なのか。

自治振興課長 準備の整った集会施設、いわゆる行政区のほうから速やかに移譲を進めるということで、今回この時期にお願いしている。以上である。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 木村正夫君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

学校教育課長 議第81号は村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてである。学校統合については、各学校の統合推進委員会で協議して決定したもので、これから統合に向けた準備を進めるために条例改正を行うものである。改正の内容は、平成31年4月1日に上海府小学校と瀬波小学校を統合し、瀬波小学校に。三面小学校と小川小学校を統合し、小川小学校に。猿沢小学校と塩野町小学校を統合し、朝日さくら小学校に。さんぼく南小学校とさんぼく北小学校を統合し、さんぼく小学校に。平林中学校と神納中学校を統合し、神林中学校とするものである。また、平成32年4月1日に、平林小学校と砂山小学校を統合し、平林小学校に。神納小学校、神納東小学校、西神納小学校の3校を統合し、神納小学校とするものである。以上、よろしくお願ひ申し上げる。

(質 疑)

佐藤 重陽 提案理由はよくわかるのだけれども、タイミングとして何で今なのかなという気持ちもあるのだけれども、時期的な、今提案する意味というのは、事業を進める上でこういうことで今の時期でないかという何かがあるのか、ちょっと教えていただいでいいか。

学校教育課長 今回の時期の改正を求めるのは、統合前に準備段階で教員の加配をお願いしたり、また校章とか校歌の公募をするために、その前に学校名等を決定していないとその辺の募集ができないということから、早目に改正を求めるものである。

佐藤 重陽 そうすると、そういう意味でいくと最初の朝日さくら小学校、さんぼく小学校というのは何となく理解できるのだけれども、平林小学校、神納小学校については何で1年の違いを今一緒にしなければいけないのかなと思ったのだけれども。だからだめだなんていうことはないのだけれども、何でなのかなと、そのタイムラグを今ここで一緒にしなくても、やはり統合時期が違うのだから条例の設定時期も違ってもいいのではないのかなと、もう1年、2年その学校は実際にあるので、1年半ぐらい先の条例を設定を先にしておくわけだから、どうなのかなと思った。

学校教育課長 今回の改正のタイミングというか、神林地区の小学校については若干1年おくれるので1年後に改正したらというご意見だと思うのだけれども、準備としては例えば校歌とか公募については前の段階から準備を進めていくので、この際一緒に改正したほうがいいということで、このように改正を求めるものである。

木村 貞雄 私は確かに早目のほうがいいと思うが、教育長にお聞きするけれども、教員の異動とかで今でも何度かそういう経験があったので、どこの地元に対してもいい先生が欲しいわけ。そういったときにやはり統合すると大きくなって、今何か変なこと言う人あるけれども、そういう意味合いではなくて、そういう場合に有利に働くということあると思うのだけれども、どうか。

教 育 長 人事異動に関しては原則的に、例えば猿沢小学校と塩野町小学校を統合して新たに朝日さくら小学校にする場合、両方の学校から先生をもらう。そのほかよその学校から来る人もいるかもしれない。ということで、まずでき得る限りバランスをとったりより、充実した教育活動ができるように適切な先生を入れることになる。それから、あと統合前には複式を解消するために先ほど佐藤委員のご質問もあったけれども、県のほうに統合すると正式に言わないとだめなので、加配教員を1年前にもらうことができる。それから、統合した後2年間については学校安定化のために教員を1名もらうことができるので、そういうことで充実した教育活動ができるように努めてまいる。

木村 貞雄 そういうことでできるだけ地元で教育上よい方向に、よろしくお願いしたい。

教 育 長 本当に学校統合を決断していただいたわけだから、支障のないよう、よりよい教育活動ができるよう、精いっぱい努めてまいる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第81号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長

議第82号は荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決をお願いするものである。防災行政無線は、原則として1市1波で運用することとされているが、現在本市においては荒川地区とその他の地区では異なる周波数で運用されており、周波数を統合するため、資料2にお示しのとおり、拡声子局更新21カ所、新設6カ所、撤去3カ所のほか、親局、通信所設備更新6カ所の改修工事を行うものである。なお、本工事に係る契約については、現在荒川地区以外の防災行政無線で使用している三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約により1億4,580万円で契約しようとするもので、平成29年4月26日に仮契約を締結したものである。以上、よろしくお願い申し上げます。

（質疑）

木村 貞雄

図面のほうをちょっと見たのだけれども、この中で屋外拡声子局の番号も振られて見やすくなっているのだけれども、荒川地区の場合、撤去もふえているし、藤沢地区の29番も撤去になっている。並行して12番のほうに新設されているけれども、今まで難聴のような地区が見受けられたのか。

総務 課長

エリアの関係で、難聴地域はほとんどならないなかったというふうに記憶しているが、ただ周波数が違うもので運営していた都合上、親機のコントロールが若干きかないということで、非常に大きい音声で流れた経緯もある。それから、この後出てくるご家庭に置く子局等については、やはりつながらない、入ってこないというお宅もあったので、その場合はついている棒状のアンテナでは入らないものだから、もう少し感度のいいアンテナをつけて設置していったという状況である。

荒川支所長

ただいまの総務課長の説明にちょっと補足させていただく。今回撤去する場所は、例えば荒屋とか藤沢駅前とかは民地を借用して立てていたものを市の土地に移設したりするのもある。不感地帯を解消するというものではない。ただし、荒川地区で運動公園のほう今まで設置していなかったが、最近熊の情報もあるので、そういうところは増設するということになっている。

佐藤 重陽

今回随意契約になった理由としては、三菱電機から事業譲渡を受けた西菱電機、関連会社なのだろうけれども、そういうことで随意契約になったのだと、こういうことなのだけれども、異論というか、それでいいのかなというその辺の確認だけなのだけれども。事業そのものをいうならば、確かに三菱でつくったものをまたそれにつながって整備するわけだから三菱の製品でと、簡単に言えば物だけでいえばそういうことになるのだろうけれども。そういう事業と今の市の入札のあり方というか、事業の契約だとか購買のあり方の中で法人としては顔が全然かわったわけ、三菱電機株式会社からあくまでも西菱電機株式会社にかわっているわけなので、そうした場合に1社特命とする理由が、新潟県内では三菱電機のその事業を継承したところだから随意契約にするのだということによって当たり前に通るものなのか。今通している

わけけれども、それでいいのかなという、その辺の判断というのはどの辺で判断したものなのかなと思って。

総務 課長 確かに委員おっしゃるとおりだと思うが、ただ電波関係についてはご承知のとおり、各つくっているメーカーごとに呼び出しの信号が違っている。これ国がこういう規格で統一していただければ何のことないのだけれども、メーカーによって信号処理が違っているということで、防災行政無線というのは万が一の場合、また危険を知らせる重要な通知手段なので、やはり聞こえて幾ら、聞こえて何ぼの施設であるので、そういうことを踏まえると、県内で三菱電機の機器を扱っているのは譲渡を受けたこの会社しかなかったということで、市内にあれば一番いいのだけれども、このメーカーを随意契約させていただいたということである。ご理解をよろしく願います。

大滝 国吉 これで周波数、村上市は全部統一になったと言ったけれども、関川と粟島はどうなのか。

総務 課長 関川と粟島は異なっていると思う。なぜ異なっているのかというと、異なっている場合と悪い場合があって、同一自治体であった場合には同じ周波数がいいが、これが例えば関川、粟島と同じだとすると、関川の放送が村上市に届いてしまうということもあるので、これは自治体間で変えている場合も、必要もあるのでというのがまず1点。実際問題荒川と関川村と村上市は異なった周波数を使っているということである。

大滝 国吉 消防とかも一緒のはずだが、そういうところの支障はないのか。

荒川支所長 今回願うするのは防災行政無線のほうである。消防無線とは異なるものである。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第82号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第83号 荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業戸別受信機購入契約の締結についてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第83号は荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業に伴い、荒川地区に設置している戸別受信機の入れかえに必要な荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業戸別受信機購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものである。購入予定の戸別受信機は、周波数の統合に伴い、荒川地区に設置されている戸別受信機を統合後の周波数で受信可能な受信機に入れかえるため新規に購入するもので、資料にお示しのとおり、今年度と次年度の2カ年で2,800台の購入を予定している。なお、戸別受信機の入れかえは荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業同報系デジタル無線工事との関係で、平成30年度に行う予定である。購入に当たっては荒川地区以外の防災行政無線で使用している三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約により1億2,398万4,000円で契約をしようとする。

るものである。なお、平成29年4月26日に仮契約を締結したものである。以上、よろしく願います。

(質 疑)

- 河村 幸雄 戸別受信機購入契約業者はここに書いてあるところであるけれども、これに伴い取りつけする村上の業者数というのはどのくらいあるのか。
- 荒川支所長 平成18年に荒川の防災行政無線設置したときは、元請の会社から頼まれた設置業者、市内でも足りなくて、新潟からも応援隊頼んでやった記憶がある。だから、今回も、これから契約が成立した後、詳細に打ち合わせに入って何社になるかというふうになると思われる。
- 河村 幸雄 取りつけに当たって本当に取りつけした場所が良好な場所なのか。例えば、電池の交換もあり得るのだろうし、1年に1回交換するとか、いろいろなクレームとかさまざまな問題というものはどのような形で対処していつているのか。
- 荒川支所長 これも平成18年に設置したときの話であるが、今委員が言われるように同じエリアでも電波が届かないとか弱いとかいろいろなケースがある。荒川は今使っている同報無線は出力が0.5ワットと非常にパワーがないものだから、荒川支所を中心に半径1キロ以内は届くけれども、それ以外はダイポールアンテナと違って外にアンテナをつけたりしている。だから、今回恐らく設置したときに一応受信状況を確認して、それで受信状況がよくなければダイポールアンテナと、それ以上に悪ければ八木アンテナというふうな段階を踏んでいくと思う。いろいろな地区の状況によって対応が変わってくると思う。
- 河村 幸雄 わかった。ありがとうございました。
- 稲葉久美子 2,800台つけるとなっているが、これはどういう世帯につけることになるのか。
- 総務 課長 それでは、総務・危機管理室長に答弁させる。
- 総務・危機管理室長 今回2年間で2,800台を入れかえる予定であるが、手持ち、市で今現在保有している400台を合わせて合計3,200台準備する予定である。これによって荒川地区の世帯及び事業者分含め対応したいと考えている。
- 稲葉久美子 荒川地区全世帯ということか。
- 総務・危機管理室長 全てである。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第84号 消防ポンプ自動車(C D 型) 購入契約の締結についてを議題とし、担当課長(消防長 長 研一君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 消 防 長 それでは、議第84号 消防ポンプ自動(C D 型) 購入契約の締結について説明させていただきます。こちらの件については、5月18日に指名競争入札により仮契約書を交わしているものであるが、消防ポンプ自動車、こちら神林分署、こちらのほうに更新するポンプ自動車である。こちらの内容については、次のページに概要をつ

けている。そちらのほう昨年山北分署のほうに配備更新させていただいたポンプ自動車と同仕様のものである。こちらのほうも平成8年購入の車両だったものだから、今回更新ということで考えているものである。消防ポンプ自動車の取り扱い業者によつての通常型指名競争入札により、契約金額3,997万2,069円、相手方は株式会社宮島工業所さんになっている。以上、よろしくお願ひしたいと思う。

(質 疑)

- 小杉 武仁 入れかえということなのだろうけれども、古くなった消防車というのはどこに行くのか。
- 消 防 長 こちらの古くなった消防車の件については、昨年の消防車の例であると、財政課のほうで入札にかけていただいて、売却しているものである。
- 小杉 武仁 官公庁オークション、財政課のほうの所管なのかもしれないが、関連性もあるので伺うけれども、財政のほうで入札というのだけれども、売れるものなのか。
- 財政 課長 ことしも6月に、先日行ったけれども、結構な方が入札をされる。全て売却をされている、ここ数年。

(「ちなみに金額でも教えてやれば」と呼ぶ者あり)

- 財政 課長 それでは、管財係長に答弁いたさせる。
- 管財 係長 消防車の入札については、大体30万円から70万円ぐらいで、幅あるのだけれども、落札していただいている。以上である。
- 小杉 武仁 非常に激安なイメージ持つけれども、買う方も限られていると思うけれども、市のホームページでも官公庁のオークションもあるけれども、そこもやっぱり利用しているわけなのか。
- 財政 課長 そちらのほうのいわゆるオークションのほうには出していない。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長(消防長 長 研一君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 消 防 長 それでは、議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について説明させていただく。こちらのほう、消防団のほうの車両である。こちらのほうも5月18日に仮契約というふうなことで締結しているわけである。こちらのほう、内訳次のページをごらんいただければと思う。資料1のほうに載せている。消防ポンプ自動車のほうは村上方面隊の第1分団第3部、普通積載車、こちらのほう村上方面隊第3分団第2部、また軽積載車、こちらのほう第3分団第1部瀬波上町、そういったことで、あと軽の積載車については神林方面隊第4分団第2部、山北方面隊第1分団第2部、第5分団第1部というふうなことで、また小型動力ポンプについてはこちらに記載のとおり、10台ということで今回購入

しようとするものである。契約金額のほうは6,208万5,580円、こちらのほうも相手方は株式会社宮島工業所である。よろしく願います。

(質 疑)

木村 貞雄 消防ポンプ自動車いろいろあるのだけれども、数量の内訳、価格、教えていただきたい。

消 防 長 それでは、総務課長のほうに答えさせる。

消防本部総務課長 それでは、消防団用車両のそれぞれの車の1台の価格ということでよろしいか。

木村 貞雄 はい。

消防本部総務課長 ポンプ自動車については2,068万6,380円、普通積載車については672万1,440円、軽積載車については373万7,380円、小型動力ポンプについては197万6,400円である。

木村 貞雄 それと今回の小型動力ポンプはメーカーは何か。

消 防 長 今回の小型動力ポンプについてはトーハツである。

木村 貞雄 こういうメーカーについては各分団のそういった意向とかは聞くのか。

消 防 長 各分団のほうにメーカーの希望は考えたことはない。今回のものは私どものほうでトーハツのツーストロークの小型動力ポンプということで指定したものである。

河村 幸雄 小型動力ポンプのことだけれども、維持管理、点検等は徹底されているのか、消防団員に対しての。

消 防 長 消防団のほうに月2回試運転ということでお願いしているの、その試運転の中で管理されているものと思っている。

河村 幸雄 先ほどの金額が197万円というのは高額である。また、団員数も少なくなっている中、私の記憶では山北、朝日さんにおいては、もう全集落にポンプが置かれているということであるので、今後そのような配備を続けていくのか、要は維持管理ということだけれども。

消 防 長 小型動力ポンプについては、私ども25年で更新というような形で考えているわけである。この先いろいろな状態考えられるかもしれない。そんな中で今後の部分については検討する部分も出てこようかと考えているところである。

佐藤 重陽 私も間違っていると悪いのでちょっと聞かせてもらいたいものだけれども、小型動力ポンプのツーストロークということだが、ツーストロークということはツーサイクルということか。

消 防 長 そのとおりである。

佐藤 重陽 最近新しい動力ポンプは、フォーサイクルを入れるように考え方変わってきたのかなと思っていたのだけれども、それは全然違うのか。

消 防 長 昨年まではフォーストロークを実は入れていた。ただ、ことしについては以前から団のほうから要望のあったツーストロークの小型動力ポンプというふうなことで考えていて、それで今回はツーストロークの動力ポンプに指定させていただいたものである。

佐藤 重陽 もしかしてフォーストロークにしたのにツーストロークにしたのは、馬力があるからということなのかもしれないのだけれども、どうか。というのは、フォーストロークだと静かだし、気のせいかもしれないけれども、ツーストロークに比べてトラブルが少ないのではないかなと思うのだ。だから、フォーストロークに変えているのだなと、私そんな質問を前にした覚えあるのだけれども、それがまたツーストロークとかツーサイクルだと音はやかましい、トラブルは多いのではないか。ただ、

力はあるかもしれないと。その辺の選定基準みたいなもの何か検討したのか。

消 防 長 今回のツーストロークの小型動力ポンプについては、消防団のほうから実は以前より要望のあったものであるけれども、今年度一度限りツーストロークを入れようというようなことで、これはどういうことかという、昨年ちょっとご意見いただいた部分もあるわけであるけれども、ポンプ操法に非常に有利になるというふうなことが実はあるわけである。ツーストロークは委員ご承知のことと思うが、フォーストロークよりも立ち上がり早く、確かに力も強い。というふうなことでどうしてもそのあたりが出てくるわけであるので、今年度そういった形で各方面隊に配備して、これを各方面隊の中で使っていただくというふうに計画したものである。

佐藤 重陽 消防長の言っていることもわかるのだけれども、村上市として消防設備を必要な設備として配置するものものに対する考え方と、大会に対する考え方を少し変えてもいいので。だから、わざわざここでツーサイクルのものにまた戻すというよりは、消防団の大会、各団が中心になってやるときにはそれは今既にすごい数のツーサイクルの機械があるわけでそれを共有するとかして、常々の消防団に配備するのはここまで来たのだからフォーサイクルにしたほうがよかったのではないかなど。何か今の消防長の話だと、わざわざ大会のためにツーサイクルでは、少し市の消防設備の維持管理また配置の考え方としてはいかがなものなのだろうなという、ちょっと気がして。決してツーストロークであれば私も言ったように馬力もあるし、立ち上がりも早いと、それは私もわかるのでいいのだけれども、でもやっぱり常々の中で音、煙、トラブルということを見ると、もうフォーサイクルにし始めたのに、この後もフォーサイクルで続ければよかったのになと思いつつながら、今聞くと今回限りみたいな言い方をすると、なおさらどうなのだろうなんて今思ったのだけれども。消防長、それに対してもう一回、もしそれでもこれでいかなばならないのだと。ただ問題は、今回限りみたいなことを言われると、ちょっとおかしいのではないかなと。

消 防 長 能力とメンテナンス、なかなかはかりにかけると難しいところはあると思う。そんな中でもしばらくフォーストロークエンジンを採用してきたわけだけれども、今回そういった要望にお応えして、日々訓練に励んでいただいている消防団員の気持ちに報おうではないかということで、今回こういう形にさせていただいたものである。その辺ご理解いただければと思う。

木村 貞雄 さっき私そのことを聞いたのだけれども、要望とかなかったと言ったよね、分団からの関係で。今聞いていると要望あったから取り入れたのだろう。

消 防 長 先ほどの質問では各分団ということであったので、そういった要望を個別に受けているものではない。団のほうからそういうようなことで全体的な考え方の中で要望があったので、先ほどのお答えはそういうふうに答えさせていただいた。

木村 貞雄 わかった。今回限りなのか。

消 防 長 私ども昨年の時点ではそのように考えていた。ただ、どうしても年数たつと、ポンプどうしても25年というふうなことで更新しているので、そういったときにはまたいろいろな状況出てこようかと思う。ただ、今年度については現時点そういうような考え方で考えている。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 指名競争入札によったわけだが、私の記憶でも宮島さんのところに発注していたな

と思うのだけれども、落札率というか、大体予定価格に対してどのぐらいで落ちたものか、それぐらいはお願いしたい。

財政 課長 額はわかるのだけれども、ちょっと計算させてもらうので、後ほどの答弁でもよろしいか。

竹内喜代嗣 後でいい。

財政 課長 申しわけありません。

渡辺 昌 先月の朝日方面隊の演習に出た際に、消防団のほうからポンプ積載車、今後更新の際には小回りがきくし、軽に変えていくような話聞いたのだけれども、今回の資料1の表というのは、そういうのはやっぱり反映されているのか。

消 防 長 今回普通積載車は1台しかないわけであるけれども、通常軽積載車に変更していく予定に考えている。

渡辺 昌 あともう一つ、本当は当初予算きちんと見てくればいいのだけれども、見てこないのでもっと教えてもらいたいのだけれども、消防署の車両、あと消防隊の車両、かかる購入費、実際市の負担というのは大体どのぐらいになっているものなのか。

財政 課長 消防車両の場合、過疎債大体99%入っていて、あと国庫支出金と持ち出しが若干あるという形、細かい数字までちょっと今持ち合わせていないのだけれども、そんな割合になっている。竹内議員の先ほどのご質問だけれども、落札率は95.7%ぐらいになる。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。
（午前11時58分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
（午後1時00分）

日程第9 議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 議第86号は山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものである。本案は、平成26年度から平成27年度にかけて実施した耐震診断の結果を踏まえた耐震補強工事とあわせて、老朽化の対応と利便性向上を図るための大規模改修工事を行うものである。入札に当たっては5月23日に一般競争入札を執行し、同日富樫・カエツハウス・又助特定共同企業体と3億6,504万円で仮契約を締結したものである。工事の概要は、資料の2に記載のとおりであるが、耐震補強工事として天井ブレースの追加、ルーズホール改修、外壁調査、外壁鉄筋露出部補修、つり天井改修等を行う。また、大規模改修工事としては屋根防水工事、アリーナ改修、走路改修、トイレ改修等を予定している。以上、よろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

小杉 武仁 工事内容、耐震補強工事ということだけれども、昨年度もそうだけれども、例えば小学校の体育館の天井を撤去したということで、非常に断熱効果が失われて、中が非常に夏場なんか暑い状態になるというようなお話というのは来ていない。今回天井の撤去工事も入っているけれども、天井を撤去すると断熱効果がなくなって中が非常に暑い状態になるということも想定されているか。

生涯学習課長 スポーツ推進室の副参事のほうに答弁をさせる。

スポーツ推進室副参事 天井の工事について若干説明をさせていただきたいと思う。ただいまご説明したとおり、つり天井と当体育館なっていて、そちらの改修のためにつり天井部分は一旦撤去するけれども、その後直接はりに天井の板をまた施工するという工事をする。なので、現在と同等になるかどうかというのは確かにちょっと不明な点もあるけれども、直接屋根からの内部という形にはならないので、若干のそういう断熱の効果はあるものと考えている。

小杉 武仁 例えば体育館であったりとか、そういう工事の後にそういう話も出たことがあったものだから申し上げたのだが、例えば撤去して断熱効果が薄れるのであれば、例えば通気性のいい窓を増設するとか何かしら策を考えて、工事に臨んだほうがいいのではないかなということと質問をした。以上である。

鈴木 好彦 資料2の最後に関連工事載っているけれども、機械設備、電気設備、これは本体工事に含まれてのことなのか、それとも別途これから入札予定とか、そういう計画になっているのか。

生涯学習課長 機械設備並びに電気設備工事については、別途入札の予定にしている。

木村 貞雄 この体育館は何年か前に雨漏れするとか、そういうことで一遍閉会中の調査に行ったことはあるのだけれども、耐震についてはこれ見るとかなり頑としたいいいあれで、今回の今ほども話あったように天井を入れかえるために、ちょうどよく天井のほうにブレースを入れるということで、ほかの外部にはブレースは入らないのだよね。だから、いかに頑丈にできているという建物だよ。

生涯学習課長 耐震補強の工事としては今ほど委員おっしゃるとおり、天井のほうにブレースを入れるというふうな部分である。それで外壁、側面の部分についても一部必要なところに補強工事を施すというような予定にしている。

木村 貞雄 説明の中に書かれていないので私そういうふうにしたのだけれども、普通だとここにブレースを入れるとかというそういう明細出てくるのだけれども、今までだと。その中で耐震補強はいいのだけれども、全体の中の大規模改修に係る経費というか、それ幾らぐらいなのか。

生涯学習課長 今回の契約金額のうちのどの程度というふうなことが、割合というふうな形でのよしいか。スポーツ推進室副参事に答弁させる。

スポーツ推進室副参事 設計額のベースで割合を申し上げますと、約半分ぐらいの割合に見込まれている。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 大規模改修に、恐らくそういうことにはなっているかとは思っているのだが、地元の業者の人をなるべく使ってほしいと思うが、その辺はどんなふうになっているのか。

生涯学習課長 元請のほうで、こちら共同企業体全て地元、山北地区の事業者さんであるので、地元業者さんのほうでいろいろと事業者さんを使っていたらいいものというふうで考

えてはいる。

竹内喜代嗣 非常に専門的な業種が入ってくると思う。それにしても村上市の業者あるいは事業者を使って施工していただきたいと思うが、その辺徹底していただけないか。

生涯学習課長 これから事業者さんのほうと打ち合わせ等々させていただくことになるので、その辺のところもまたお話をさせていただきたいと思う。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第87号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長 議第87号 市有財産の譲与については、先ほどの議第80号、集落集会施設条例一部改正の案件で説明があったように、集落集会施設を地縁団体である大沢集落自治会のほうに譲与するものである。よろしく願いをする。

（質疑）

木村 貞雄 反対するものではないのだけれども、今村上市全体的に認可地縁団体に入っている集会所、これ幾つになるか、これを含めると。

自治振興課長 済みません。ちょっと今手持ち資料ないので、後でご報告する。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第88号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長 議第88号についても先ほどの87号と同様、集落集会施設を地元の地縁団体である、こちらのほうは堀ノ内自治会のほうに譲与しようとするものである。よろしく願いをする。

（質疑）

佐藤 重陽 申しわけない。この認可地縁団体なのだけれども、これはこの議案にあわせて集落で設立したものか、それとももともと認可地縁団体として登録してあったものか。大体あわせてなのかなと思うのだけれども。

自治振興課長 この2つの集落については、このたびの譲与にあわせて設立していただいた。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（政策推進課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

政策推進課長 それでは、議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただく。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ970万円を追加し、予算の規模を5億4,320万円にしようとするものである。それでは、7P、8Pをお開きください。補正内容であるが、歳入においては3款1項1目一般会計繰入金に970万円を追加するものである。次に、9P、10Pをお開きください。歳出においては、1款1項1目一般管理費の情報通信事業一般管理経費に測量設計等委託料として972万円を追加するものである。これは第2次総合計画実施計画で平成30年度から予定している情報通信施設整備に関するもので、これまでのケーブルテレビ系設備及び告知システム更新事業で更新してこなかった各支所に設置してあるセンター機器と中継局内の機器の更新に係る事業経費を積算するための設計業務委託料である。本来であれば当初予算に計上するところではあったが、本年度の当初予算請求時においては、事業年度を調整中としていたため見送ったものであるが、平成30年度からの事業実施予定となったことから、このたびの補正とさせていただいたものである。また、3款1項1目予備費では、端数調整のため2万円を減額するものである。以上、よろしく願います。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午後1時17分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午後1時19分）

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午後1時20分）